

# 東海の古代

## 第278号 2023年10月

会長 : 畑田寿一  
編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : toukaikodai@yahoo.co.jp  
HP : <http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm>

### 「水行十日陸行一月」の起点は帯方郡

名古屋市 田沢 正晴

#### 1. 「水行二十日の起点は不弥国」は無理筋

『魏志』倭人伝に記された、「南至投馬國 水行二十日」「南至邪馬壹國 女王之所都 水行十日陸行一月」の一文は、「東行至不彌國百里」のすぐ後に出現するので、投馬国へは不弥国から船に乗って南へ20日間行き、その次はさらに南へ10日の航海と1ヶ月の陸路で邪馬壹国に到達する、と誰もが考えてしまう。定説とも言われているその読み方は、本当に正しいのだろうか。ここでは、投馬国と邪馬壹国への日数で表記された行程の起点について考察してみたい。

『魏志』倭人伝には、帯方郡から不弥国までの里数は10,700里（7000+1000+1000+1000+500+100+100）であり、「郡より女王国に至る」里数は「万二千余里」と明確に記されている。このことから、不弥国から邪馬壹国までは1,300里（12,000-10,700里）であることが分かる。それにも拘わらず、不弥国から邪馬壹国までの1,300里（1里を76mとすると100km弱）の行程に、水行20日と10日及び陸行30日、合計2ヶ月も要するとするのは、論理的には無理だろう。

また、多くの研究者が不弥国を福岡県宇美町と比定しているが、宇美から水行することは、そこに水運に適した河川がないので困難極まりない。一説に、御笠川を遡り、陸路峠越えしたあと、宝満川を経由して筑後川を下るルートを示すものもあるが、川幅や水深を考えればこのルートが成立しないことは明らかだろう。

不弥国を、宇美町でなく九州北部の海岸に比定したとしても、水行と陸行で南へ2ヶ月進むと九州を超えて海上に達することになり、やはり成り立たない。このため、水行陸行の一文は、「南は東の間違い」とか「誇張表現だろう」と身勝手な解釈をされることが多い。

#### 2. 「水行十日陸行一月」の起点は帯方郡（古田説）

それでは、この「水行十日」をどう読めば良いのか。不弥国までの里数の記事をいったん区切って、投馬国と邪馬壹国への水行陸行の部分は帯方郡からの所要日数と読めば良いのである。

帯方郡がその起点である根拠として、まず古田武彦氏の説を取り上げる。古田氏は『邪馬台国はなかった』（ミネルヴァ書房、2010年）で、“「水行十日・陸行一月」とは、「郡より倭に至る」全行程の全所要日数である。”と述べ、帯方郡を起点と見做している。その裏付けとして、里程である「万二千余里」と所要日数である「水行十日陸行一月」が同一の区間を表記する例として、『漢書』西域伝から次の記述を引用している。

(難兜国) 西南、<sup>はいひん</sup> 厨賓に至る、三百三十里。 ※ 広辞苑等は「<sup>はいひん</sup> けいひん」  
 (厨賓国) 東北、<sup>なんとう</sup> 難兜国に至る、九日行。

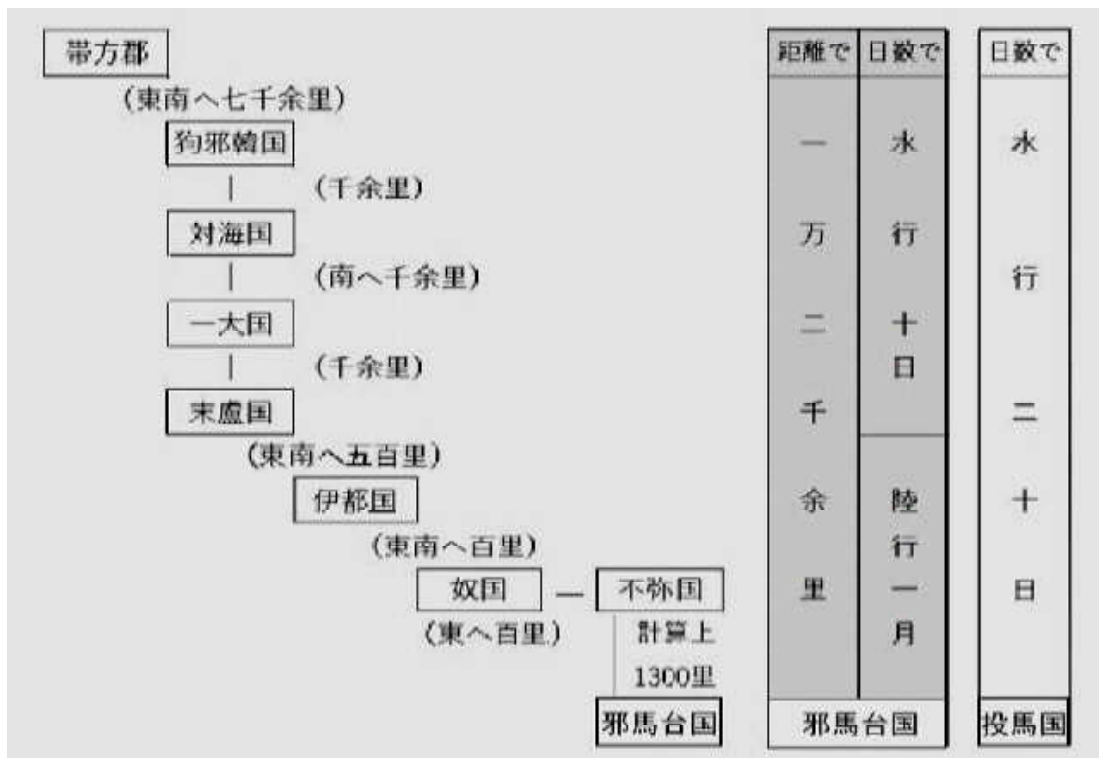
厨賓と難兜は西南と東北で方角相応じているので、同じ区間なのは明確であり距離では三百三十里、日数では九日であるとする。なお、古田説では「南至邪馬壹國女王之所都 水行十日 陸行一月」の起点は帯方郡であるが、「南至投馬國 水行二十日」の起点は不弥国であることに注意を要する。

### 3. 「水行十日陸行一月」の起点は帯方郡（奥野説）

続いて奥野正男氏（元宮崎公立大学教授 1931-2020年）の論説を紹介する。

奥野氏は三国志『魏書』明帝紀第三の景初二年条の記事、「遼東の公孫淵を討つための軍議で、洛陽から遼東までの里数を四千余里とし、これを行くのに必要な日数を百日としている。」から、「水行十日陸行一月という記述は、帯方郡から女王国までの一万二千余里の旅程にかかる日数をあらわしたもの」としている。これを図示すると下図のようになる。

（「季刊邪馬台国」100号(2008年)を田沢が一部書き換え）



### 4. 「異単位同士は合算できない原則」

古田氏は『漢書』、奥田氏は三国志『魏書』の、里数と日数が併記されている記事を引用し、『魏志』倭人伝の記事もこれと同様に、「同一区間であるので、距離で言えば〇〇里、日数で言えば△△日と解釈できる」としている。しかし、この同一区間説だけでは決定打を欠き、私としては物足りなさを感じる。そこで、「単位系の異なる距離（里数）の概念と時間（日数）の概念は合算できない」という当然過ぎる原則を付け加えたい。私はこれを「異単位同士は合算できない原則」または「異単位則」と呼ぶ。

仮に「南至投馬國 水行二十日」と「南至邪馬壹國 女王之所都 水行十日 陸行一月」の前にそれぞれ「自郡（郡より）」の表記があれば、何ら誤解は生じなかつたはずだ。しかし、実際には、この二文字が書かれていないために、多くの読者は「南至投馬國 水行二十日」を見て、不弥国から南の投馬国へ船出するものと思いつく。これは『魏志』倭人伝の著者の責任なのだろうか。いや、陳寿は「里数から日数に単位が変わったのだから、日数の表記の起点が帯方郡であるのは自明の理であり、わざわざ”自郡（郡より）”と記述

しなくても、読者に分かってもらえる」と考えたに違いない。

また、陳寿は不弥国から投馬国、邪馬壹国への行程の里数を示さなかった。その理由は、投馬国も邪馬壹国も不弥国から順に隣接する国であり、その里数は総里数の一万二千里から容易に計算できると判断したためだろう。

## 5. 「陸行一月」は長すぎないか

ここで、念のため「**水行十日陸行一月**」が12,000里に相当するかについて検証する。邪馬壹国までは帯方郡を起点として出発し、対馬、壱岐を経由し唐津までの1万里が水行10日と考える。続いて、唐津から邪馬壹国までの2千里（150km）は陸行で1か月である。150kmの道のりは1日の移動が25～30kmとすれば、5～6日で到着できてしまうが、1か月要している。1か月は長すぎるのではないか。しかしこれは、途中で現地調査を行ったためだろう。調査には1国につき4～5日かかり、6ヶ国巡っているのだから、最低24日は要する。移動の6日と合わせれば、合計30日かかることとなり、陸行一月は無理なく理解できる。土地土地の風俗、動植物の生態、政治機構、軍事関連などの情報を、郡使が細かく十分な時間をかけて調べている様子は、『魏志』倭人伝からも読み取れる。

## 6. 投馬国はどこか

投馬国の位置についても触れない訳にはいかないだろう。『魏志』倭人伝には、不弥国に続いて投馬国と邪馬壹国が記されている。不弥国は宇美町とされることが多いが、私は福岡県八女郡広川町付近と推定している。末盧国（唐津）から東南500里で伊都国（吉野ヶ里）、さらに東南100里で奴国（久留米市三潁町）、そこから東へ100里の不弥国は広川町になる。

投馬国は不弥国（広川町）の近くに存在すると考えるのが順当だろう。と言うのも、もし投馬国が宮崎県西都市妻や薩摩国のように邪馬壹国へのルートから外れた国であれば、投馬国を不弥国と邪馬壹国の間に入れるのではなく、「女王国の東千余里の国、侏儒国、裸国・黒齒国」と同様に、後述すれば良い。九州北部と考えられる傍国21ヶ国でさえ、「遠絶」として邪馬壹国までのルートには加えていないのだから、南九州や九州外であれば、投馬国を不弥国に続けて記載しないはずだ。陳寿が不弥国と邪馬壹国の間に投馬国を記したのは、投馬国は不弥国、邪馬壹国の至近にあったからに他ならない。

それでは、改めて投馬国の位置を示す。それは、不弥国（広川町）のすぐ南と考えられ、福岡県上妻郡、下妻郡（現在の八女市）の「つま」が真っ先に思い浮かぶ。

「5万余戸」とあるが、投馬国を矢部川下流全域と筑後川下流域の一部の広範囲な地域と推定すれば5万余戸は問題ない。ちなみに、この投馬国には矢部川河口域も含むので、港もあると考えて良い。帯方郡から対馬、壱岐のあとも水行を続け、長崎県の西を巡って有明海に入れば、陸行せずに「水行20日」で投馬国に到着できる。この行程は「**南至投馬國 水行二十日**」の倭人伝の記述とも整合する。

邪馬壹国への行程が「**水行十日陸行一月**」と書かれたのは、里数だけでは情報不足であるため、日数で補ったから、で納得できる。しかし、不思議なのは投馬国も邪馬壹国と同様、里数ではなく何故「**水行二十日**」と日数で書かれているかである。「不弥国から南へ〇〇里」でも良いのではないか。その理由は帯方郡使が2回に分けて来訪したことで説明できる。

正始元年（240年）に梯儁ていしゆんが、正始八年（247年）には張政が来訪している。一方は水行二十日で投馬国へ、もう一方は水行十日陸行一月で邪馬壹国へ到着した。倭国へのルートは、この二種類があることを倭国伝に記録しておくべきであると陳寿は考えたのだろう。このように、投馬国と邪馬壹国を、共に帯方郡を起点とした日数で表記することで、女王国までの主経路が二通りあることを読者（晋帝も含む）に伝えているのである。

238年 6月 魏へ遣使（1回目）。12月金印、銅鏡などを下賜する詔書。
240年 <sup>ていしゅん</sup> 梯儁が親魏倭王の印綬を倭国へ届け授けた。 <b>郡使①</b> （ <sup>ていしゅん</sup> 梯儁）
243年 魏へ遣使（2回目）
247年 郡へ遣使（3回目） 邪馬壹国は狗奴国と不和。
247年 張政を派遣し詔書、黄幢をもたらした。 <b>郡使②</b> （張政）
248年 卑弥呼死す。

## 7. 榎一雄氏の放射説は不要になる

邪馬壹国への道のりを巡っては、その読み方に放射説と連続説の2説がある。放射説は榎一雄氏が1947年に唱えたとされている。これは、伊都国までの方角・里数・国名の順が、伊都国以降は方角・国名・里数に変化していること、並びに伊都国以外では「**至**国名」が伊都国では「**到**伊都国」となっていることを挙げて、伊都国から奴国、伊都国から不弥国、伊都国から投馬国、伊都国から邪馬壹国というように、伊都国を起点に放射状に行程を読む説である。

この放射説が広く認められたのは、「**水行二十日**」「**水行十日陸行一月**」の起点を不弥国として読めば九州説に不利、畿内説に有利となり、放射説であれば、何とか邪馬壹国を九州内に収められるからであると言われる。なお、伊都国から邪馬壹国への距離をさらに縮めるために志田不動磨氏の「水行すれば十日、陸行であれば一月」の読み方も加えている。

これほど複雑な、まるでパズルを解くような読み方を着想されたことには敬意を表したい。しかし、里数と国名の順が入れ替わっただけで、伊都国からは放射状に読むべきと理解する人がどれ程おられるだろう。一般人だけでなく洛陽の教養人でも放射的読み方に気づくのは相当困難ではないか。また、もし陳寿が放射読みを想定して書いたとすれば、伊都国の次に東南の奴国を持ってくるのはおかしいだろう。東の不弥国、東南の奴国、南の投馬国の「時計回り」の順に書くのが妥当ではないか。

何れにしても、水行陸行の起点を帯方郡とすれば、この放射説は不要になる。

## 8. 女王国イコール邪馬壹国か

既述のように、異単位則を使えば、水行陸行の起点が帯方郡であることが明確となり、同時に不弥国から邪馬壹国までの距離が1,300里であることも確定するはずである。ところが、当たり前と思われるこのことにも、越えなければいけないハードルがある。

それは、「自郡至女王國 萬二千餘里」のわずか11文字の解釈である。これを

- ① 不弥国は女王国の一部である。
- ② 不弥国までの里数が12,000里である。

と解すれば、その瞬間に12,000里は女王の都、邪馬壹国までの距離ではなくなるので、邪馬壹(臺)国はどこにあっても良いことになってしまう。極端な例では、女王国は不弥国のある北部九州から邪馬台国のある奈良盆地までの広い範囲である、とするものもある。

①については、不弥国だけでなく奴国や伊都国も女王国に含める説など諸説あるが、女王国イコール邪馬壹国とするのが妥当であろう。②の不弥国までを12,000里とする説で良く知られているのが古田武彦氏の「島めぐり読法」である。古田氏によると伊都国の次は不弥国なので郡から不弥国までの里数は10,600里であるが、対馬での800里と壱岐での600里、合計1,400里を10,600里に足すと、郡から不弥国までがぴったり12,000里になるとする。ただし、古田氏は不弥国と邪馬壹国は同一とせず、近接としている。

①も②も良く考えられていて全面否定はできないが、やや論理性が弱いと感じるので、私は女王国は邪馬壹国のみを示し、12,000里は帯方郡から邪馬壹国までの里数であると捉えている。



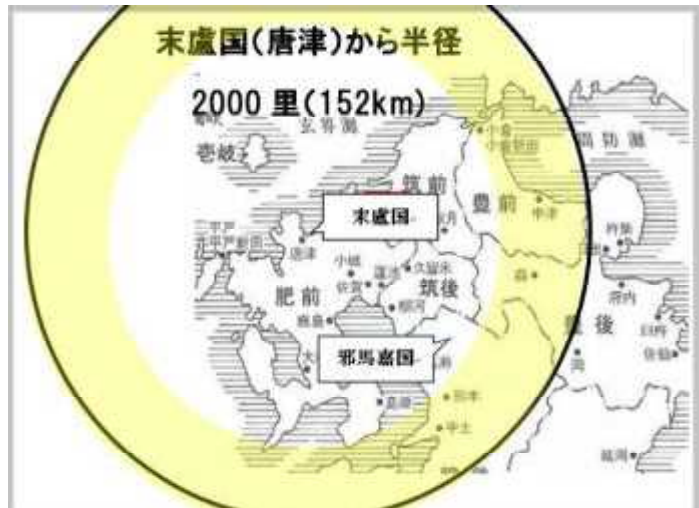
## 9. まとめ

里数と日数という異単位同士は合算できない原則、「異単位則」を用いれば、「南至投馬國 水行二十日」「南至邪馬壹國 女王之所都 水行十日陸行一月」の起点は二つとも帯方郡となり、その結果極めて重大な次の2点が導かれる。

(1) 邪馬壹國の比定地は、不弥国から1,300里以内に限定される。

(2) 榎一雄氏の放射説が不要になる。

異単位則は、北九州説以外の邪馬台国位置論を唱える方や、榎氏の放射説を支持される方々から批判を受ける側面を持つ。しかし、この異単位則によって斯界に一石が投じられれば、それなりの意義はあるのではないか。



## 笠井新也氏の邪馬台国大和説は有効か (二)

東海市 大島 秀雄

### 4. 東 潮氏の「『三国志』東夷伝の文化環境」(国立歴史博物館研究報告第151集、2009年)の関連箇所の概要

#### (1) 東夷伝の里程

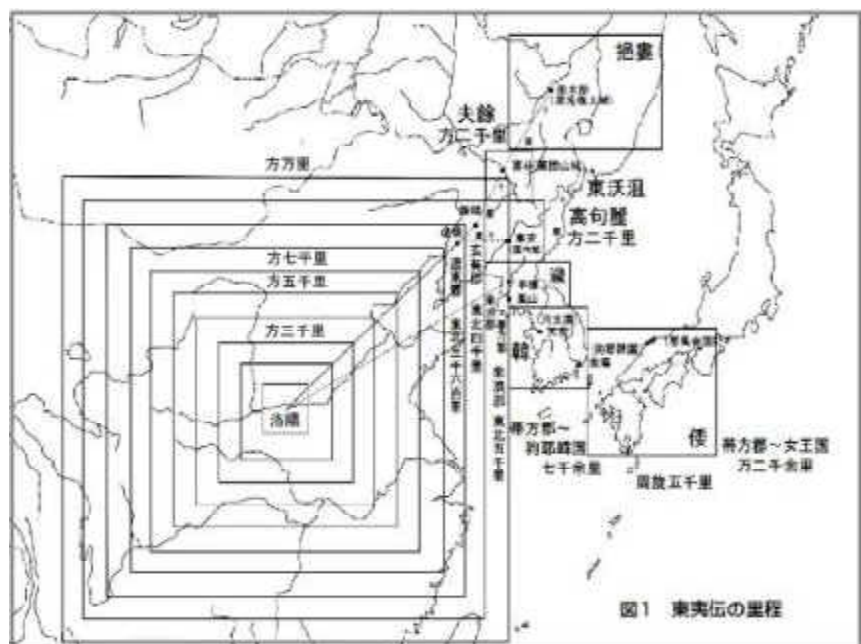
倭人伝は、洛陽-楽浪の五千里は『尚書』禹貢の五服説、帯方郡から邪馬台国までの万二千里は『周礼』の九服説により、京師からの地理観を郡治からの距離観におきかえる小天下観に基づき記述されていた。

すなわち、洛陽から楽浪郡まで「五千里」、帯方郡から狗耶韓国まで「七千里」、邪馬台国まで一万二千里、倭の邪馬台国まで「周旋五千里」とする。

帯方郡から弁韓の狗耶韓国までの「七千里」は六服の方七千里、倭の邪馬台国までの「萬二千里」は、七千里に『尚書』禹貢九州の方五千里、「周旋五千里」を合わせた数と考えられる。

#### (2) 邪馬台国までの日程

不弥国から投馬国(岡山平野)まで水行二十日、そこから邪馬台国(奈良盆地・大阪平野)の西の境界域の大阪湾まで水行十日、陸行一月で奈良盆地の宮都(纏向遺跡)までという意味と解釈される。大阪平野から奈良盆地までの「一月」は陳寿の認識、天下思想にもとづく観念上の地理観であり、張政の実地の見聞録は地理観に反映されていない。



### (3) 邪馬台国政権と倭国政権

邪馬台国は倭国の三十国のなかで「七万余戸」の大国であり、奈良盆地・大阪平野・京都盆地南部（大和・河内・山城・和泉・摂津）、播磨東部を含む境域と推定される。

邪馬台国の国邑の中心地は奈良盆地の纏向遺跡一帯である。

遺跡の北限は穴師川（旧巻向川）、南限は原巻向川、西は大和川、三輪山麓の太田微高地が中心地と推定される。

微高地を中心に西辺に石塚古墳・東田大塚古墳などの墓群、南辺にホケノ山古墳を中心とした墓群が分布する。

2世紀末の卑弥呼の共立後、倭国のなかで邪馬台国が中核をしめ、邪馬台国内では纏向遺跡一帯で勝山・ホケノ山古墳・石塚古墳などを築造した勢力が邪馬台国の王族を形成したとする。

つまり卑弥呼の巫覡的性格から推して、邪馬台国の王（族）は別に存在したと考えられる。

纏向遺跡では北陸・東海・中国（吉備）・四国（讃岐・阿波）地方など西日本各地の土師器が出土し、人の移動・移住、交易活動を物語る。

箸墓古墳は倭国王墓として築造されたと推測する。

倭王系列の古墳としては、箸墓古墳（卑弥呼）→西殿塚古墳（壹與）…行燈山古墳…渋谷向山古墳…〈佐紀盾列古墳群〉五社神古墳（倭王）…佐紀陵山古墳（倭王族）…と続き、邪馬台（＝大和）王系列の古墳としては、ホケノ山古墳→（纏向石塚墓）→桜井茶臼山古墳→メスリ山古墳…と続く。

なお、邪馬台国の境域は3世紀代の前方後円墳の分布状況、特殊器台形埴輪、合掌・穹窿状天井の竪穴式石室、庄内式土器の地域性、青龍三年銘方格規矩鏡、画文帯神獸鏡、三角縁神獸鏡・小札革綴冑の分布状況などによって推定し得る。

卑弥呼の死と墓の描写には臨場感があり、「徑百餘歩」の「冢」である。

魏代の尺度は甘肅省嘉峪関新城2号骨尺（『中国度量衡図集』）によると、1尺＝23.8cm、1歩＝6尺とすると100歩は142.8mであるから、百余歩は箸墓古墳の後円部径（約157m）に相当する。

### (4) 黒塚古墳の黄幢

黒塚古墳出土の「U字形鉄製品」は「黄幢」の実物と推定され、弥生時代中期以来の鍛冶技術でつくられた農工具や武器（鎌・矛・刀・劍）とは異質の鉄器であり、明らかに外来系である。

その被葬者は魏から黄幢（軍旗）を授与された難升米である可能性が高く、黒塚古墳はのちの西殿塚古墳を除くと箸墓古墳に次ぐ規模の古墳で、墳丘は箸墓古墳と相似形といわれる。

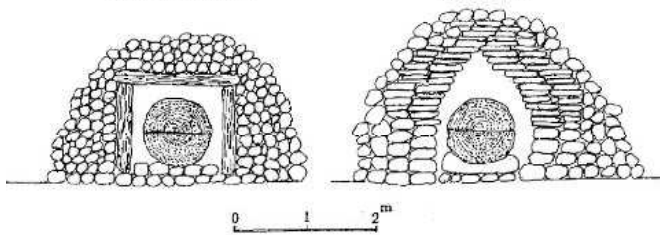
埋葬施設は非在地系の合掌型竪穴式石室であり、倭政権を構成する有力者で、出自は非在地系であるかもしれない。

倭人伝に登場するその他の人物として、都市牛利の都市は「国ぐにの市を監督する官職名」で、牛利は邪馬台国の宮都に居住する邪馬台国から選ばれた人物であろう。243年の大夫伊声耆・掖耶狗等8人、247年の倭載斯烏越等、248年の倭大夫率善中朗将掖耶狗等20人は邪馬台国を中心として投馬国（吉備）などの人物も含まれていたに違いない。



ホケノ山古墳

黒塚古墳



出典：「前方後円墳の起源と地学」  
 (『地学教育と科学運動』36号、2001年)

## 5. 感想

(1) 末盧国到着後の魏志の行程の方位はすべて90度誤解しているとの笠井氏の鋭い指摘には脱帽です。

また、古田武彦氏の解釈では「水行十日陸行一月」を帯方郡から邪馬台国までの「総日程」と見なしているが、これは恣意的な読みであるとの批判があり、さらに中国が支配する天下の概念が方一万里であり、倭の周旋五千余里も方五千里の広さを持つ東方の大国であるという理念のもとに記述されているし、松本清張氏はその著書『邪馬台国』（講談社文庫、1986年）で『漢書』西域伝の長安から西域の国々の王城までの里数の記述を検討し、「万二千里」というのは中国の直接支配をうけていない国の王都がはるか絶遠のかなたにあることをあらわす概念的な里数であるとしています。

従って、帯方郡から邪馬台国までを距離一万二千里を実数とみなして現在の地図から里数のみで場所を特定しようとするのはナンセンスです。

また、中国の文献に1歩=1尺のような単位系が存在しないことも一万二千里を実数とはみなせない根拠です。

従って、この笠井氏の約100年前の論考が早くから流布し、かつ重要視されていけば、この論争は短期間に決着していたのではないのでしょうか。

(2) 投馬国を出雲とした場合の最大のネックは5万の戸数です。戸数に誇張があるにせよ、福岡平野の奴国が2万戸ですから、今の島根、鳥取を合わせても数値的には無理そうですが、当時、吉備も出雲の傘下にあったのであれば納得できる数値だと思います。

なお、出雲から水行して敦賀に上陸したとする笠井説に対して、不弥国から出雲までの20日に比べて、出雲から敦賀までがほぼ等距離なのに10日で移動するのは無理ではないかとの意見があります。

従って、特に敦賀に拘らなくても天日槍伝説の存在する但馬国一宮の出石神社がある兵庫県豊岡市付近に上陸したと考えてもよいのではないのでしょうか。

3世紀後半から4世紀前半の古墳とされる豊岡市の森尾古墳からは、1世紀に中国でつくられた北近畿で最古級の「方格規矩四神鏡」や、「正始元年」(240年)の文字が刻まれた「三角縁神獣鏡」が出土していることから、豊岡市付近は古代の海外交易ルートに位置していると思われるからです。

(3) 箸墓の巨大古墳を前にして、どのような物語を『日本書紀』に盛り込むか編纂者は相当悩んだに違いない。列島には3世紀の記録や伝承が残っていなかったのも、執筆にあたり漢籍を参考にしたのであろうが、その中に『魏志』倭人伝が含まれていたのは神功紀の内容からしても間違いない。

書紀の編纂者が箸墓古墳と卑弥呼が同時代だと考え、書紀の神功皇后が卑弥呼と同時代であるとの設定もさることながら、倭人伝の記述を参照しつつ、卑弥呼を倭迹迹日百襲姫命に見立てて、『日本書紀』の重要人物として登場させた可能性は否定できません。

(4) 黒塚古墳の黄幢(軍旗)が魏から授与されたものであるとしても、筆者が「東海の古代」第267号で中平銘大刀が伊都国から大和に持ち込まれ東大寺山古墳への副葬を推定したのと同様に、黄幢も同じような経緯で伊都国から大和に持ち込まれた可能性が考えら

れます。

(5) 卑弥呼の時代の列島最大の国は畿内の邪馬台国ですが、魏と親しく通交した形跡がありませんので、この時代の魏との交流は玄界灘周辺の国々が中心だったのでしょう。

(6) 松本清張氏の前掲書によれば、次のような氏の邪馬台国に対する独特な見解が表明されていますので、代表的なものを列記しておきます。

(a) 卑弥呼を「王」だと考えたのは、酋長どもが彼女の予言に従っているのを郡使が見て錯覚からそう報告したのであり、それを陳寿が女の王とは珍しいと思い「女王」と表現し、さらに自己のつくった「女王」の幻想にひきずられて「宮室・楼観・城柵、巖かに設け、常に人有り、兵を持して守衛させ、婢千人」という漢代の王城を「倭人伝」紙上に創作しただけであって、卑弥呼の実態は諸国王にささえられている貧弱な巫女にすぎない。

(b) 諸勢力のバランスの上に共立された卑弥呼は、外国からみるといちおう倭国の代表者だから「倭の女王」として記されているものの、外交的にも商業的にも伊都国の王が倭国の執権であった。

(c) 魏は帯方郡使を伊都国に駐留させ、「一大率」を特に置いて検察させて沿岸地域をおさえていた。

(d) 「百」は「百余国」「径百歩」とともに「多い」という形容詞のきまり文句にすぎない。

この松本氏の見解は傾聴に値する内容が含まれており、これは『日本書紀』の景行紀の九州遠征地に玄界灘周辺の諸国が含まれていないのに、仲哀紀に至ってこれらの諸国がヤマト王権に服属したとの記述内容と整合しているように思えます。

(7) 『隋書』倭国伝で阿每多利思北孤であった記述が、『新唐書』日本伝では用明または目多利思比孤となり、さらに『宋史』日本国伝では聖徳太子に変更された事実からも、『魏志』倭人伝の内容も史実に合わない部分は後代の史書で見直しされるのは当然であり、『魏志』の女王国の場所は、『翰苑』の倭国の項にある「**邪屈(馬)伊都傍連斯馬**」の見出しに続いて、「**廣志曰倭(倭)國東南陸行五百里到伊都國又南至邪馬嘉國百(自)女(王脱)國以北其戸数道里可得略載次斯馬國次・・・**」との記述から伊都国の傍らに女王国(邪馬嘉国)があったことを示唆しているのでしょう。

また、投馬国の国名や位置については、『太平御覧』の「伊都国・・・又東南至奴国・・・又東行百里至不弥国・・・又南水行二十日至於投馬国・・・又南水行十日陸行一月至邪馬台国」との記述から国名を於投馬国に見直して出雲に比定し、合わせて邪馬台国＝大和と判断したのでしょう。

(8) 従って、筆者が「東海の古代」第253号で指摘したように卑弥呼の居住地が伊都国の南隣の小国である平原遺跡付近の邪馬嘉国であり、邪馬台国が大和にあったことは妥当と考えます。

結局のところ、邪馬台国論争が長引いているのは、『魏志』倭人伝が女王国(邪馬嘉国)＝邪馬台国とする誤解が最大の原因ではないでしょうか。

## 田中英道著『邪馬台国は存在しなかった』

名古屋市 石田 泉城

### 1 はじめに

本のタイトルは、著者が付けるのではなく、売れそうなネーミングを発行者が考えて付けることが多いそうです。



今回取りあげた田中英道著の『邪馬台国は存在しなかった』（勉誠選書、2019年）は、古田武彦著の『邪馬台国はなかった』（朝日新聞社、1971年）を彷彿とさせる書名で興味を惹きます。

田中英道は、美術史家であり古代史家でもあります。日本の伝統を重んじるという姿勢には共感していますが、本書の内容は、いささか正確さに欠けます。

まず、“「邪馬台国」も「卑弥呼」も『魏志』倭人伝にしか出てこない”とされて、その名称がともに蔑称であることを指摘し、さらにそれらは伝聞の形で登場するのでその記述は不正確であるとしています。しかし、実際は「邪馬台国」も「卑弥呼」も『後漢書』『梁書』『北史』など他の史料に登場しますし、「邪馬壹國」と「邪馬台国」の文字の違いをしっかりと認識すれば、このように誤った断定をするような羽目には陥らなかったように思います。史料に基づいて厳密に記して欲しいところです。

## 2 基本的な考え方

田中は、倭人伝が日本の歴史に通底しないことをもって信用するには値しないという考えですが、倭人伝が、近畿大和の王朝のことではないことを強調されるのであれば、朝鮮半島南部は倭の領地であると認識されているのですから、九州の王朝のことを記しているのではないかと考えを巡らせるべきではないでしょうか。

小見出し「邪馬台国の記述のでたらめさ」の68～69頁には「邪馬台国の記述について、国の名称や、七万戸だとかいう規模、水行十日・陸行一月などとしてある距離などは無視していいでしょう。」とあります。学者が史料に向き合う姿勢としてはあまりにも粗放ではないでしょうか。倭人伝はデタラメだからと決めつけて規模や距離などの値を無視するのは、始めから論ずるつもりがなく議論にはなりません。難題を避けているように思われます。

## 3 行程

126頁には“「邪馬台国」や「卑弥呼」の存在を示すような遺跡、遺物、神社仏閣、伝承はまったく発見されていません。”とあります。ところが倭人伝を彷彿とさせる遺跡としては、壱岐の原の辻遺跡が一大國であるとされますし、いま話題の吉野ヶ里遺跡も倭人伝に記された国の1つであると理解されていますので、田中の主張は決めつけすぎです。

特に、田中は「距離」の想像性を見れば、陳寿は最初からフィクションを書くことを意図していたとされます。ところが「距離」の想像性についての根拠が示されませんし、行程の方角や里程についての問題は、避けておられるようようです。

なお、行程の方角については、狗邪韓国の釜山から対海國の対馬、一大國の壱岐への「南」の方角は真南に比べて30度くらいの角度の誤差がみられ、徐々に角度の誤差が広がり末盧國から伊都國では、もし伊都國を糸島に比定するならば、「南東」が「北東」の向きですから70～80度になっています。先に進むに従って徐々に誤差が酷くなるようにみえます。

行程の肝は、郡から水行二十日の投馬國です。投馬國は女王國より北に位置します。詳細は「東海の古代」213号（2018年5月）の“『魏志』倭人伝の投馬國”に記しています。

## 4 卑弥呼の神社

159頁には“第五章 卑弥呼神社が存在しないことの重要性”と題して、卑弥呼を祀る神社がないのは史実ではないからであるとします。

私は、卑弥呼を祀る神社がないのは、神社側は、時の権力者からの寄進を期待したために、記紀に登場する天照大神や神功皇后に卑彌呼をなぞら擬えたと考えます。

この件については、詳細を「東海の古代」275号（2023年7月）の「卑弥呼の痕跡」に記しています。

## 5 卑弥呼の墓

本書の148～151頁では、笠井新也が卑弥呼の墓の大きさ「百余歩」に着目した点について触れています。“**箸墓古墳がどうのこうのということの前にこの倭迹迹日百襲姫命という存在が、果たして「卑弥呼」と同一視できるものなのかどうか、ということを検討してみなければならないでしょう。しかし、この点についてはすでに議論がされていて、結果は否定的なものになっています。**”とあります。

この倭迹迹日百襲姫が卑弥呼ではないとする田中の考えは正しいと思います。

なぜなら、卑弥呼は女王ですが、これに対して倭迹迹日百襲姫は女王（天皇）ではないからです。したがって、“**「卑弥呼」の墓が箸墓古墳ではないか、と述べる考古学者も多いが、それならその近辺に「卑弥呼」の祠なり神社なり、その伝承があるのか、誰も調べようとしない。**”と箸墓古墳が卑弥呼の墓ではないことを指摘しています。

私は、田中が「徑百餘歩」の「徑」に着目しないのはどうしたことかと思えます。前方後円墳を「徑」でその形状を示すのは無理がありますから、箸墓古墳が卑弥呼の墓でないことは自明だと思います。鍵穴のような形を「徑」で表した例があれば知りたいものです。

ところで、笠井新也も指摘しているように、邪馬台国大和説を唱える人は、九州から大和に向かうにあたって、瀬戸内海航路を想定し、その終着点である大阪湾から大和のどこに向かうにも「一月」もかかることはなく、この「陸行一月」の解釈が出来ないとします。そこで笠井は、瀬戸内海航路ではなく日本海を経由して陸行の距離を長くするために敦賀のあたりから上陸し大和に一月かけて到達したとしますが、本末転倒だと思います。

## 6 纏向遺跡について

纏向遺跡については、次のように記されます。

“**候補地として有力というのは、果たしてその通りでしょうか。『魏志倭人伝』に「邪馬台国」の様子が書かれていますが、纏向遺跡には何ひとつ、それを想像させるものはありません。**”事実、纏向遺跡からは弥生時代の集落は確認されておらず、環濠も検出されていません。銅鐸の破片や土坑はほとんど無く人の営みがありません。大型建物跡が見つかったので、物流の中継地の1つではないかと思われれます。

いずれにしても倭人伝とは関係が無い遺跡でしょう。その点で田中の指摘は正しいです。

倭人伝の冒頭に記されているとおり、朝鮮半島の南西にあって四面が海で囲まれた島といえば九州に注目せざるを得ないと思いますが、田中の考えはそこへ及ばず、倭人伝の記述はフィクションだとして問題を避けているようです。

## 7 入れ墨について

「黥面・文身」（入れ墨）は、当時の中国では入れ墨が刑罰の一種であったらしいことから、入れ墨は倭人を蔑むための材料であるなどとして、倭人伝は中国人中心の歴史物語であり、その記述は陳寿の捏造であってデタラメであるという思惑で語られます。

私も倭人伝は中国人から見た当時の日本を描いたという点については理解しますが、その生活・風習や死生観などの内容を全くの嘘であるとする点には首を傾げます。

『三国志』の編者陳寿が、捏造までして記載しなければならなかった背景や根拠について田中は追及されていないことと、倭人伝の記載は結構詳細に書かれており、捏造と断定することに疑問を持ちます。陳寿を盲信するのは誤りですが、同様にして捏造であると極端に捉えるのも間違っています。

田中は、人物埴輪にある文様について、顔のそれは異形の表現であって身体のそれはあくまで衣服の表現でしかないとして、入れ墨を否定されますが、実物が残らないため見解が分かれるところであり、この入れ墨の件を持って、倭人伝が捏造であると断定するのはどうかと思います。入れ墨は海人のトレードマークであると私は思います。

# 「兄弟」年号の文献

瀬戸市 林 研心

## 1 はじめに

古代逸年号のうち、「兄弟」年号についての文献は年代記類を除いて現在判明しているのは『健軍大明神縁起』であるが、次の事項について不明瞭である。

- ・『二中歴』の兄弟年号と比較すると元年干支・期間等が判然としない。
- ・「健軍大明神縁起」を活字本にしたのが2種類存在するが、記述内容が異なっている。  
(画像1・2参照)

今回、明確に兄弟年号を記述されている文献を発見したので報告する。

## 2 「兄弟」年号掲載の文献

熊本市史関係資料集第四集『肥後古記集覧』\*1巻二十の「中原雑記(山鹿郡西牧村)」に、妙寛寺の釈迦堂創建については、「兄弟元戊寅年」の草創と記述されている。

一、遠き事ハ委しらず近くして能知たる事計を少つゝ書記ス、  
西牧村小屋屋敷妙寛寺の釈迦堂は聞伝三十代欽明天皇の御字兄弟元戊寅年の  
草創と云伝、  
(『肥後古記集覧』224頁)

この「兄弟元戊寅年」は、『二中歴』\*2に掲載されている兄弟元年戊寅と同一であり、かつ、欽明天皇十九年(558年)に当たる。

## 3 留意事項

(1) “妙寛寺の釈迦堂創建”記事に関する次の文献は、「兄弟」が削除されている。

①『肥後古記集覧』巻十六「昔噺聞書」

一、山鹿郡西牧村ノ妙寛寺ノ釈迦堂ハ三十代欽明帝元戊寅ノ草創  
(『肥後古記集覧』184頁)

②『肥後國誌』\*3巻之貳 「熊本府 阿彌陀寺大寶山來迎寺」条

(補) 古記集覧中原雑記ノ條云 西牧村小屋屋敷ニ妙寛寺迹アリ此寺ハ人皇三十代  
欽明天皇元年戊寅ノ御草創ト云宗旨不分明

(『肥後國誌』上、78頁)

③『肥後國誌』巻之七 「山鹿郡 山鹿手永 西牧村 連照寺」条

(補) 妙寛寺跡

同書云西牧村小屋屋敷ニ妙寛寺ト云ル寺アリ人皇卅代欽明天皇元年戊寅ノ御草創

(『肥後國誌』上、500頁)

④『山鹿市史』\*4別巻・史料編(五 近代史料、3 山鹿郡誌抄)肥後國山鹿郡西牧村条

古迹 妙勸寺迹

本村ノ東字屋敷ニアリ欽明天皇戊寅年草創ト云フ……  
肥後志附録  
中原覚書 ……

(『山鹿市史』別巻・史料篇)、480頁)

(2) 前項の①～③文献について、欽明天皇元年(540年)の干支は「庚申」であり、戊寅年は欽明天皇十九年(558年)である。かつ、兄弟元年である。このことから、「兄弟」が削除されていることが判明する。

すなわち、書写者は「兄弟」年号を承知してなかったため、不審と思い「兄弟」を削除

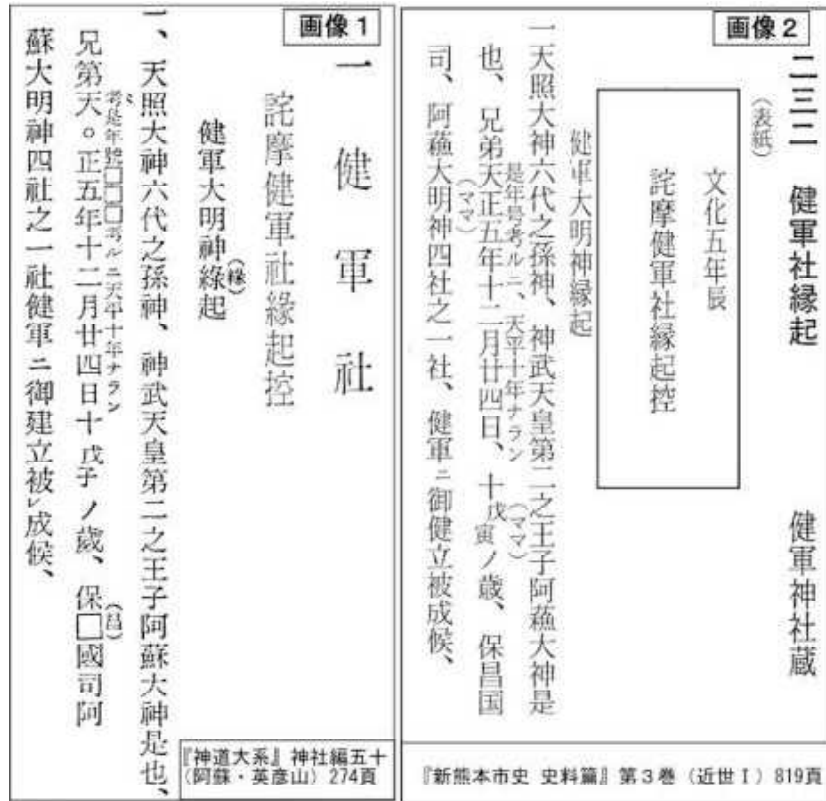
\*1『肥後古記集覧』:熊本市史関係資料集 第四集、新熊本市史編纂委員会、平成12年3月、熊本市

\*2『二中歴』:尊経閣善本影印集成14 二中歴一(第二)、前田育徳會尊経閣文庫、平成9年8月、八木書店

\*3『肥後國誌』上:編纂者後藤是山、大正5年7月、複製版昭和59年4月、青潮社

\*4『山鹿市史』別巻(史料篇):山鹿市史編纂室、昭和60年3月、山鹿市

したものと思われる。なお、④については戊寅年が欽明天皇十八年にあたるので、整合を図るため「兄弟元年」を削除したものと思われる。



※1 画像2の側注「**是年年号考ルニ、天平十年ナラン**」の天平十年（738年）の年干支は「戊寅」である。また、天平廿年（748年）の年干支は「戊子」である。

※2 「兄弟十戊子ノ歳」年表（「兄弟」の通用期間が7年以上あるとすれば一年のズレが生ずる。）

西暦干支	558 戊寅	559 己卯	560 庚辰	561 辛巳	562 壬午	563 癸未	564 甲申	565 乙酉	566 丙戌	567 丁亥	568 戊子	569 己丑	
年号	兄弟	蔵知	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
			蔵知	2	3	4	5	師安	和僧	2	3	4	5

※『二中歴』：「兄弟六年戊寅、蔵知五年己卯」から「兄弟・蔵知」は重複として記述されている。「六」年には「一イ」と「一年」を異説と記述し重複がないこととしている。

### 前回の例会の話題

- 伊都國は吉野ヶ里だった  
名古屋市 田沢正晴
- 笠井新也氏の邪馬台国大和説は有効か(一)  
東海市 大島秀雄
- 吉野ヶ里遺跡にみる弥生の「クニ」その1  
一宮市 畑田寿一

### 東海古代研究会検索システム

畑田寿一提供の「東海の古代」の検索ソフトができあがりました。  
9月の例会で参加者に提供されました。

### 例会の予定

- 日時 10月21日(土) 13時半～
  - 場所 名古屋市市政資料館
- 来月以降の例会 原則土曜日  
11/18、12/23、(H6) 1/13

### 会員の投稿について

- 会報誌への投稿 (編集担当：石田)  
toukaikodai@yahoo.co.jp
- 投稿締切り日 10月31日(火)
- 次回のテーマ 倭人伝に関連すること。



### 新刊図書の紹介

棟上寅七こと中村通敏さんが海鳥社から10月1日付で“**「真実の「邪馬台国」を求めて**”を發刊され、当会の会員全員に無償配布いただきました。  
ありがとうございます。